

海田町告示第 38 号

海田町認知症カフェ運営事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町認知症カフェ運営事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

海田町認知症カフェ運営事業補助金交付要綱（平成 30 年海田町告示第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「おおむね月 1 回以上」を「天災，感染症等の補助対象者の責によらない場合を除き，おおむね月 1 回以上」に改める。

附 則

この告示は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。